

歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ(第13回)	参考資料
令和2年2月21日(金)	1

歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ(第12回)	資料
令和2年1月16日(木)	

歯科医師臨床研修制度の 検討事項について

- 1 必要な症例数の考え方について
- 2 評価方法の標準化について

1 必要な症例数の考え方について

「歯科医師臨床研修の到達目標」における「必修」項目の考え方

- 「歯科医師臨床研修の到達目標」の「C.基本的診療業務」については、「必修」項目と「選択」項目を設定し、「必修」項目の割合について「必要な症例数」の60%以上としたが、その考え方についてはさらなる整理が必要である。

○ 「C.基本的診療業務」における選択制の導入

- ・ 新たな到達目標の「C.基本的診療業務」に示す具体的な個別目標の各項目については、「必修」又は「選択」のいずれかを設定する。
 - 「必修」項目：全ての研修プログラムに位置付けることが必要な項目
 - 「選択」項目：個々の臨床研修施設の特徴に応じて、選択が可能な項目
- ・ 「選択」項目の内容、選択方法について、今回の見直しにおいては、次のとおりとする。
 - 「基本的診療能力等」（「選択」項目数3）：必ず1項目以上選択。
 - 「歯科医療に関連する連携と制度の理解等」（「選択」項目数8）：必ず2項目以上選択とし、少なくとも「(2)多職種連携、地域医療」の項目を含むものとする。
- ・ 「必修」項目として経験すべき症例数は、各研修プログラムにおいて設定される「必要な症例数」の60%以上を含むものとする。ただし、現状において、研修プログラムに記載されている「必要な症例数」は研修プログラムによって大きく異なり、研修プログラムの特徴を反映しているだけでなく、「必要な症例数」の考え方が研修プログラムによって異なっていることも考えられるため、その考え方については運用開始までに整理することが必要である。

1. 研修内容 ② 到達目標の必修・選択必修・選択のあり方

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第9回）資料1 改

ワーキンググループでの結論

C. 基本的診療業務には、「必修」と「選択」からなる新たな到達目標（案）を設定した。

（「必修」・「選択」）

- 「必修」について、到達目標を達成するのに必要な症例数の60%以上を含むこと。
- 「選択」について、「C-1」から1項目以上、「C-2」から（2）の項目を含んだうえで2項目以上を選択すること。

必要症例数のイメージ例

（必要症例数のイメージ1）

必修（75%）

選択

… 無床診療所など

（必要症例数のイメージ2）

必修（60%）

選択

… 病院歯科など

到達目標や症例数に関する記載

- 現行の関係通知等では、「必要な症例数」の記載を求めているが、明確に定義されていない。

【関係通知の記載】

(ア) 研修プログラムには、次に掲げる事項が定められていること。

(略)

[3] 臨床研修の目標

「臨床研修の目標」とは、「歯科医師臨床研修の到達目標」(別添)を参考にして、臨床研修施設が研修プログラムにおいて研修歯科医の到達すべき目標として作成するものであり、「歯科医師臨床研修の到達目標」を達成できる内容で、かつ**必要な症例数**や**研修内容**を含むこと。

(歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について)

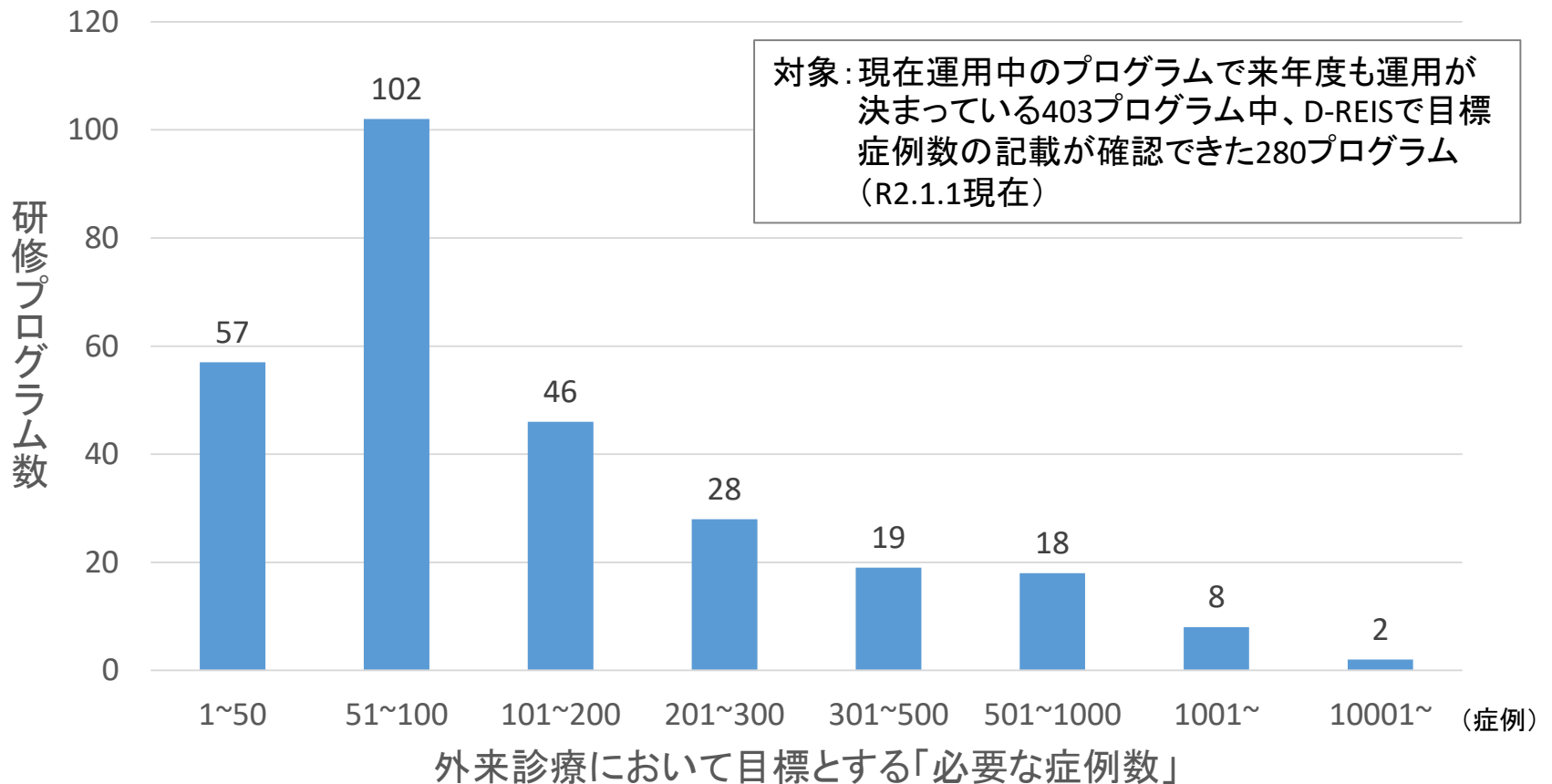
【様式の記載】

臨床研修の目標	概要		
	症例数	外来診療	例
		訪問診療	例

「必要な症例数」を記載することになっている

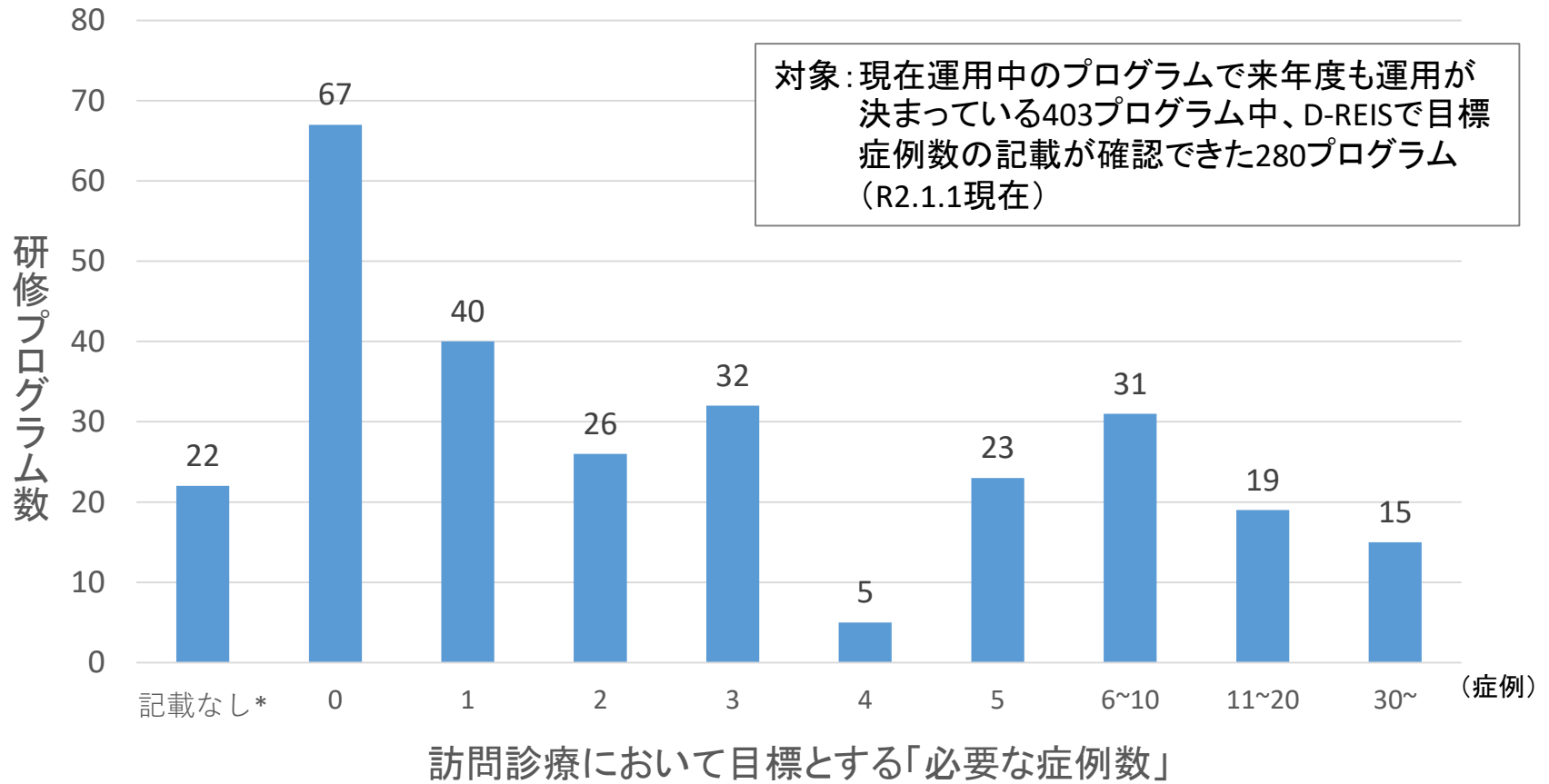
外来診療において目標とする「必要な症例数」の記載状況

- 外来診療において目標とする「必要な症例数」は、51～100症例と記載されている研修プログラムが最も多く102プログラムであり、このうち100症例と記載されている研修プログラムは40プログラムであった。



訪問診療において目標とする「必要な症例数」の記載状況

- 訪問診療において目標とする「必要な症例数」は、0症例と記載されている研修プログラムが最も多く、67プログラムであった。
- 次に、1症例と記載されている研修プログラムが多く、40プログラムであった。



*記載なし：外来診療において目標とする必要な症例数は記載されているが、訪問診療において目標とする必要な症例数は記載されていない研修プログラム

研修プログラムにおける「必要な症例数」の記載状況

- 研修プログラムによって、「必要な症例数」の設定は様々である。

【各研修プログラムにおける目標とする「必要な症例数」の記載例】

研修プログラム例	A	B	C	D	E
施設形態	歯科大学	歯科大学	医科大学	医科大学	病院歯科
研修方式	単独型	管理型	単独型	管理型	単独型
症例数(外来)	100	193	409	172	80
症例数(訪問)	2	1	0	1	0

研修プログラム例	F	G	H	I	J
施設形態	病院歯科	歯科診療所	歯科診療所	歯科診療所	歯科診療所
研修方式	管理型	単独型	単独型	管理型	管理型
症例数(外来)	172	40	102	302	132
症例数(訪問)	1	5	10	5	20

※研修プログラムの例については、医政局歯科保健課において無作為抽出

研修プログラムにおける「必要な症例数」の考え方等の記載例①

○ 研修プログラムにより、「必要な症例数」の考え方が異なっている。

【医療面接に関する研修の記載状況①】

研修プログラムの例	A	B	C	D	E
「医療面接」に関する研修内容	1) 初診時の問診・診察 2) 治療計画の立案とインフォームド・コンセント	医療面接の実践と診療録の作成	1) 病歴聴取 2) インフォームドコンセントの構築	初診患者の誘導、案内、病歴聴取を行い、上級医と共に初診を行う。歯科疾患管理計画を立案する際には患者の立場に配慮して適切な動機づけを行う。	上級歯科医・指導歯科医の指導・監督のもとで、患者の医療面接を行う。聴取した内容を病歴に記載する。
必要な症例数	9症例	10症例以上 (経験)	1) 200 2) 10	5例	10症例
研修歯科医の指導体制	指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、指導歯科医の指導のもと治療を行う患者配当型と、研修歯科医の進捗状況を把握し、不足している省令を配当する症例配当型を併用する。	指導歯科医が患者を配当し、研修歯科医は指導歯科医の指導の下、医療面接を行う。 (患者配当型) (外来指導歯科医)	上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療を行う。(患者配当型) 各診療科の指導歯科医は、研修歯科医の進捗状況を把握し、不足している症例がある場合は、指導歯科医等の患者の症例を配当する。(症例配当型)	指導歯科医・上級歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指導の下、初診を行う。	①～⑨については上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医はその指導のもとで、患者の医療面接を行う。
「必要な症例数」の考え方			治療の流れを連続して経験することが望ましいが、 関与した治療が部分的な場合でも、1症例として数える。	初診患者の誘導から初診、歯科疾患管理計画立案、患者への動機づけまでの 一連の流れを経験することが望ましい。	①～⑨までの行動目標が過不足なく含まれるものを1症例とする
修了判定の評価基準	行動目標の達成度(評価尺度): 平均3点以上 総合評価(5段階評価): 3点以上 必修ケース到達度: 100%以上 各系の必須ケース項目: 未履修の項目がない	研修中全期間において医療面接を実施し、そこで得た情報を元に診療録を作成した場合を1症例として数える。	上記の症例数を達成していることが必要。 症例が不足した場合は、症例配当型として対応する。	目標達成の基準として、合計5例以上経験していることが必要。ただし①から⑨までの行動目標ごとに最低5例以上を経験していることが必要。	①～⑨については目標達成の基準として、10症例以上経験していることが必要。上級歯科医・指導歯科医は行動目標に沿った内容で研修を行えたが確認する。

研修プログラムにおける「必要な症例数」の考え方等の記載例②

【医療面接に関する研修の記載状況②】

研修プログラムの例	F	G	H	I	J
研修内容	(1) 初診患者に対する問診 (2) 入院時の病歴の記録 (1) 手術説明同意書の作成 (2) 入院診療計画書の作成と発行 (3) 退院療養計画書の作成と発行	指導歯科医の指導の下、研修歯科医が歯科診療を行う中で高頻度に遭遇する症例に対し、見学実習、診察、指導歯科医との検討を行い、必要な臨床能力を身につける。	問診を行う。 患者情報のヒアリング能力を習得する。	医療面接ができる	診療において医療面接の実践
必要な症例数	25件	5症例	20例	20例	10症例
研修歯科医の指導体制	指導歯科医(或いは指導補助者)が研修歯科医に患者を配当し、その指導の下で問診、病歴の採取を行う。 又、入院患者に対して、併存疾患およびその内服薬を確認し入院中の内服に関する指示をおこなう。入院治療に対する同意書の作成とインフォームドコンセントの実施、入院診療計画書、退院療養計画書の作成と患者説明を共同で実施する。		<ul style="list-style-type: none"> 研修初期には指導歯科医が必ず立ち会う。 指導歯科医は研修の進捗状況を随時把握し、その到達度に応じて、きめ細かく指導する。 指導歯科医は患者個人情報保護と情報漏洩に関する指導に留意する。 研修中期以降は指導歯科医の了承の下、患者とのコミュニケーションを研修歯科医が独立して行う。 研修中期以降であっても研修難易度が高い症例、あるいは留意が必要な症例の場合には指導歯科医が立ち会う。 指導歯科医は必要に応じて患者に補足説明を行う。 研修医の技量が一定以上であるが、偶発的に患者数に不足があり、到達目標達成に遅延が見込まれれば指導歯科医は目標達成を目的に患者配当に留意する。 診療計画立案 説明文書 管理計画書などの作成において指導歯科医はきめ細かく指導する。 研修歯科医が診療計画案 説明文書 管理計画書などを患者に提示するには指導歯科医の事前了承を必要とする。 	患者配当型・・・上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療を行う。(患者配当型) 症例配当型・・・各診療科の指導歯科医は、研修歯科医の進捗状況を把握し、不足している症例がある場合は、指導歯科医等の患者の症例を配当する。	指導歯科医の指導の下研修歯科医が配当患者に対し医療面接を行いその内容をカルテに入力する(患者配当型)
「必要な症例数」の考え方	研修内容ごとに、実践された場合に1件として数える。	治療の流れを連続して経験した場合を1症例として数える。(治療の流れは、すべての流れを経験するのが望ましい。)	研修記録を評価する。 以下の研修内容の全経過(問診 必要な診査検査、診療録記載、診療計画立案、説明文書作成、患者説明、同意と了承取得など)を連続して概ね経験した場合を1症例として数えることが望ましい	治療の流れを連続して経験した場合を1症例として数える。(すべての流れを経験することが望ましい。)	行動目標の一部でも経験した場合を1症例として数える
修了判定の評価基準	必要な症例件数を満たしていること。	必要症例数として各項目5症例とする。但し、行動目標ごとに最低1症例以上経験していることが必要。	20症例以上研修することが必要である。 各行動目標は1症例以上を達成することが必要である。	目標達成の基準として、目標症例数の2/3以上経験していることが必要。	目標達成の基準として、目標症例数の2/3以上経験していることが必要

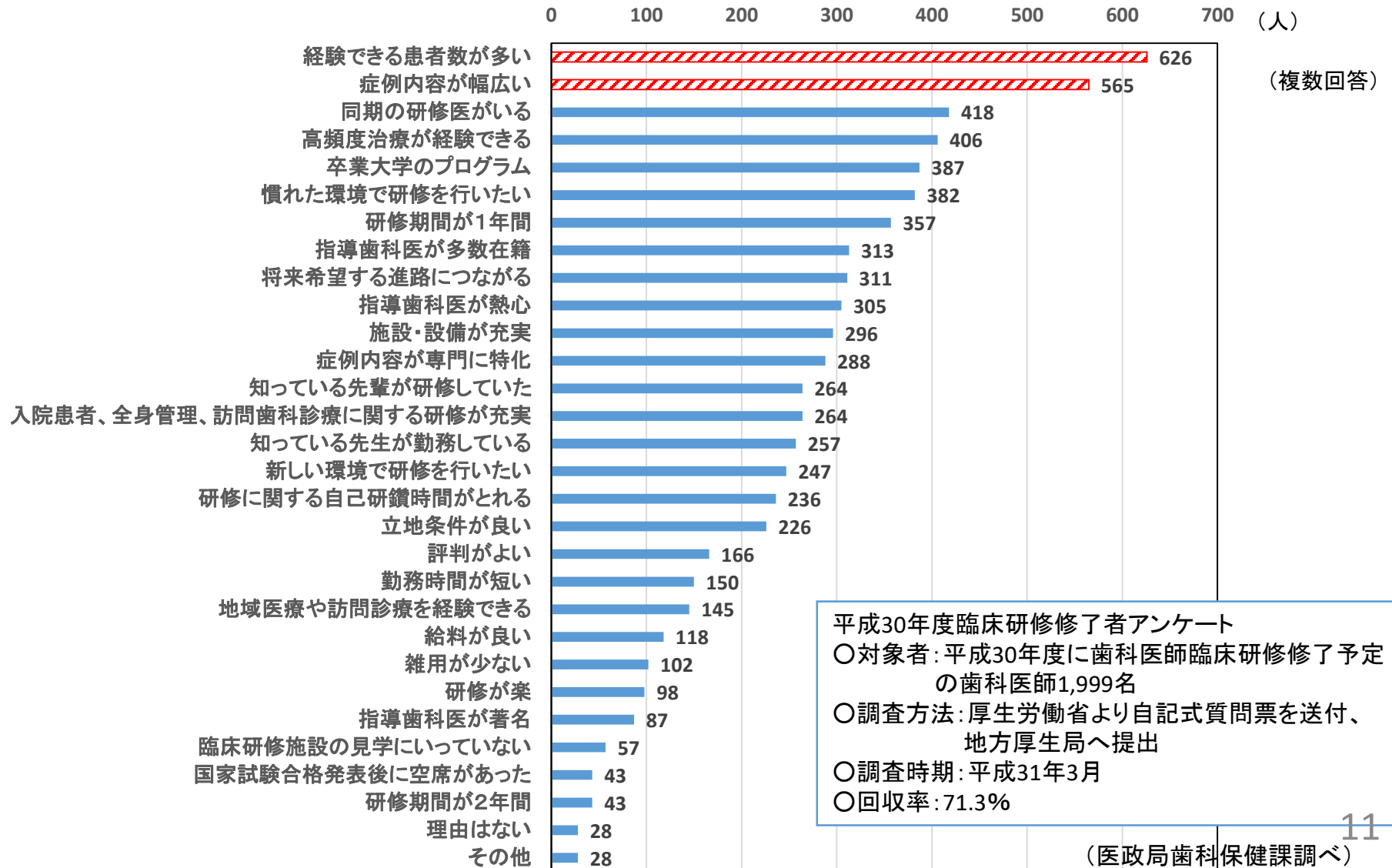
(参考) 臨床研修施設ごとのプログラム数の状況

- 単独型又は管理型臨床研修施設(314施設)において、複数の研修プログラムを持つ施設は約20%(62施設)であった。
- 複数の研修プログラムをもつ施設のうち、症例数が確認できた施設(49施設)の約25%(12施設)において、研修プログラムごとに異なる症例数を設定している。

	歯科大学 病院	医学部 附属病院	病院歯科	診療所	合計
単独型又は管理型臨床研修施設数 (総数)	31	63	151	74	314
(内)複数の研修プログラムを持つ 施設数	31	9	2	18	62
【D-REISで症例数が記載されている280プログラムの状況(R2.1.1時点)】					
複数の研修プログラムを持つ施設数	24	8	2	15	49
(内)全ての研修プログラムで症例数 が同一である施設数	16	6	2	13	37
(内)研修プログラムごとに症例数が異 なる施設数	8	2	0	2	12

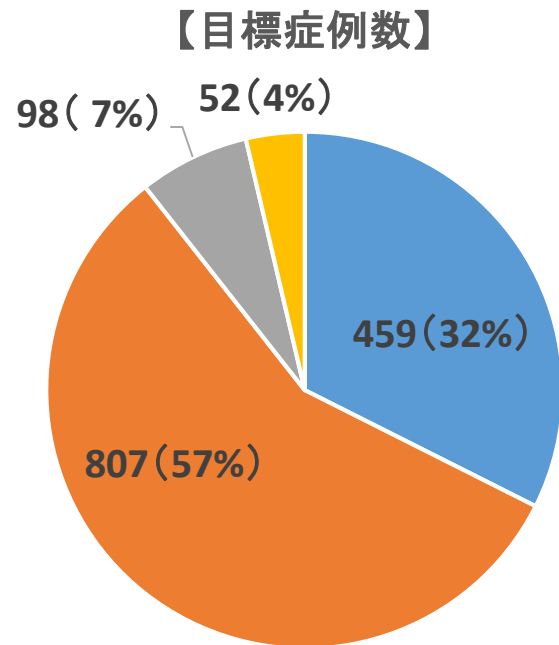
研修プログラムを選んだ理由

○ 研修プログラムを選んだ理由は、「経験できる患者数が多い」が最も多く、次いで「症例内容が幅広い」であった。

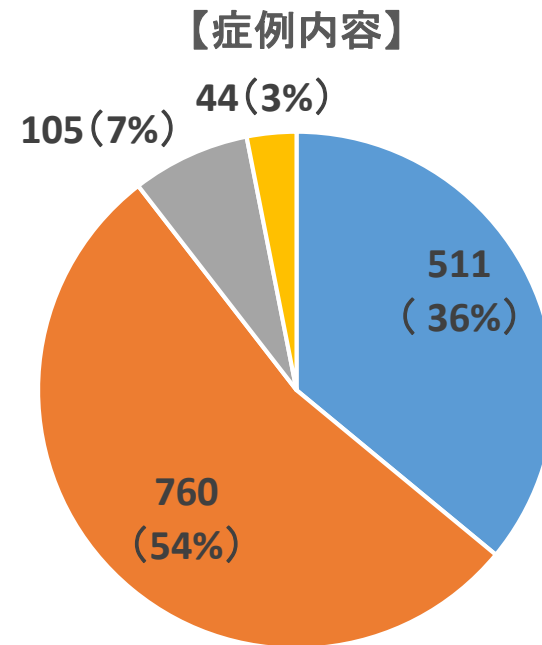


研修プログラムを選ぶ際に参考にした内容

- 研修プログラムを選ぶ際に参考とした内容について、目標症例数と回答した者の割合は約32%、「症例内容」と回答した者の割合は約36%であった。



■ 参考にした ■ しなかった



■ 参考にした ■ しなかった ■ 記載がなかった ■ 未回答

平成30年度臨床研修修了者アンケート

○対象者: 平成30年度に歯科医師臨床研修修了予定の歯科医師1,999名

○調査方法: 厚生労働省より自記式質問票を送付、地方厚生局へ提出

○調査時期: 平成31年3月

○回収率: 71.3%

現状と課題

- 研修プログラムに記載が必要な「必要な症例数」は、「必要な症例数の考え方」等も含め、研修プログラムによって大きく異なっている。
- 研修プログラムによる「必要な症例数」の違いは、研修プログラムの特徴の違いだけでなく、「必要な症例数の考え方」が研修プログラムによって異なっていることも理由のひとつとして考えられる。
- 現在の研修プログラムにおける「必要な症例数」の考え方は、
 - ①初診から治療終了までの一連を担当し、一症例とする場合
 - ②治療内容ごとに担当した症例を一症例とする場合の両者が混在している。
- 同一の研修施設で複数の研修プログラムを有する場合、異なる研修プログラムであっても「必要な症例数」は同一である施設もある。
- 臨床研修修了者のアンケートから、幅広く多くの症例を経験することを望んでいると考えられる。一方で、研修プログラムに記載されている「目標症例数」や「症例の内容」を参考とした者の割合は4割に満たない。
- 現状では、「必要な症例数」の考え方が臨床研修施設によって異なっていることから、各研修プログラムで経験可能な症例数等の比較が難しい状況となっている。

本日の論点①

- 到達目標として設定する「必要な症例数」についてどのように考えるか。

1)「必要な」の考え方(位置づけ)の例

- ① 当該研修プログラムにおいて最小限経験すべき症例数(研修修了に必要な症例数)
- ② 当該研修プログラムにおいて経験可能な症例数(経験することを目標とする症例数であり、研修修了に必要な症例数ではない)

2)「症例数」の考え方(数え方)の例

- ① 治療内容ごとに一症例(治療内容が複数の場合は、同一患者であっても複数の症例となる)
 - ② 担当患者の実人数 ③ 担当患者の延べ人数
- 「必修」項目の割合(60%以上)を考える際に、症例数で評価することが困難と考えられる項目についてどのように考えるか。

2 評価方法の標準化について

「到達目標」に対する評価のあり方について

- 「歯科医師臨床研修の到達目標」に対する評価については、多面評価を推進するとともに、その評価基準・評価方法等については、検討事項となっている。

<見直しの方向>

- 研修歯科医の研修態度等の適切な評価を行う観点から、指導歯科医からの評価だけでなく、研修歯科医に関わる関係者（他職種等を含む。）からの多面評価を推進する。
- 新たな到達目標にあわせた評価基準・評価方法及び「協力型」等での研修歯科医の評価のあり方等については、相互に関連する要素もあることから、両者あわせて引き続き検討を行い、新たな到達目標を組み込んだ研修プログラムが運用される時期までに示すものとする。

（歯科医師臨床研修の制度改正に関するワーキンググループ報告書（令和元年1月7日））

評価項目や基準等に関する記載①

- 現行の関係通知では、研修プログラムにおいて研修歯科医の修了判定の評価に関する事項を定めることが記載されているが、その具体的な内容・方法については示されていない。

【現行の関係通知の記載】

(ア)研修プログラムには、次に掲げる事項が定められていること。

(略)

[9]研修歯科医の評価に関する事項

「研修歯科医の評価に関する事項」とは、研修プログラムにおいて研修歯科医の修了判定の評価を行う項目や基準等を示すものであること。

(歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について)

17 臨床研修の評価

(1) 研修期間中の評価

研修期間中の評価は、形成的評価により行うことが重要であり、研修歯科医ごとの知識・態度・技能に価値ある変容をもたらすことを主な目的とすること。

研修歯科医及び指導歯科医は、「臨床研修の到達目標」に記載された個々の項目について、研修歯科医が実際にどの程度履修したか**随時記録**を行うものであること。

研修の進捗状況の記録については、**研修歯科医手帳**を利用するほか、**インターネットを用いた評価システム**などの活用も考えられること。

指導歯科医等は、定期的に、さらに必要に応じて随時研修歯科医ごとに**研修の進捗状況を把握・評価**し、研修歯科医が修了基準に不足している部分を研修できるよう配慮すると共に、評価結果を研修歯科医にも知らせ、研修歯科医及び指導スタッフ間で評価を共有し、より効果的な研修へとつなげるものであること。

(2) 研修期間終了時の評価

研修歯科医の研修期間の終了に際し、プログラム責任者は、研修管理委員会に対して研修歯科医ごとの**症例数や臨床研修の目標の達成状況を報告**し、その報告に基づき、研修管理委員会は研修の修了認定の可否についての評価を行うこと。

評価は、研修実施期間の評価及び臨床研修終了時の到達目標の達成度の評価(**行動目標等の達成度の評価及び臨床歯科医としての適性の評価**)に分けて行い、両者の基準が満たされた時に修了と認めるものであること。

19 臨床研修の修了

(1) 臨床研修の修了基準

ア 研修実施期間の評価

(略)

イ 臨床研修の到達目標(臨床歯科医としての適性を除く。)の達成度の評価管理者は、研修歯科医があらかじめ定められた研修期間を通じ、**各到達目標について達成したか否かの評価を行い、少なくとも到達目標に示されたすべての項目について目標を達成しなければ、修了と認めてはならないこと。**

基本習熟コースの到達目標については、研修歯科医が医療の安全を確保し、かつ、患者に不安を与えずに行うことができる場合に当該項目を達成したと考えるものであること。

基本習得コースの到達目標については、臨床研修修了後、早期に習熟すべき項目であり、臨床研修中に頻度高く臨床経験した場合に当該項目を達成したと考えるものであること。

ウ 臨床歯科医としての適性の評価

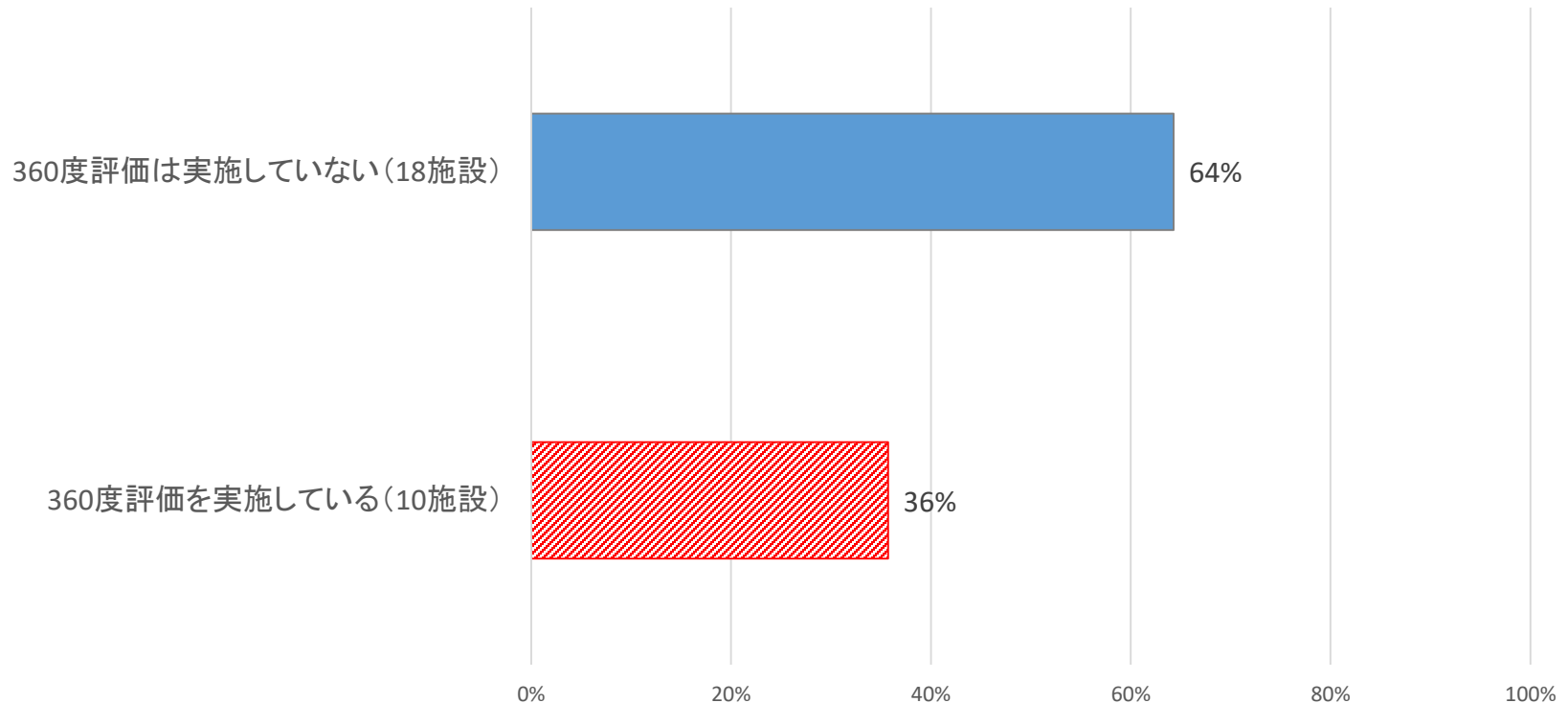
(略)

360度評価(多面的な評価)の実施状況

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ(第9回)資料1

○ 360度評価を実施している歯科大学病院は28施設中10施設(36%)であった。

360度評価(多面的な評価)の実施状況(回答施設数:28施設、複数回答)



調査方法: 一般社団法人日本歯科医学教育学会を通じて、アンケート調査を実施
回答施設: 歯科大学(歯学部)附属病院
又は歯科大学に附属する臨床研修施設
調査期間: 令和元年8月

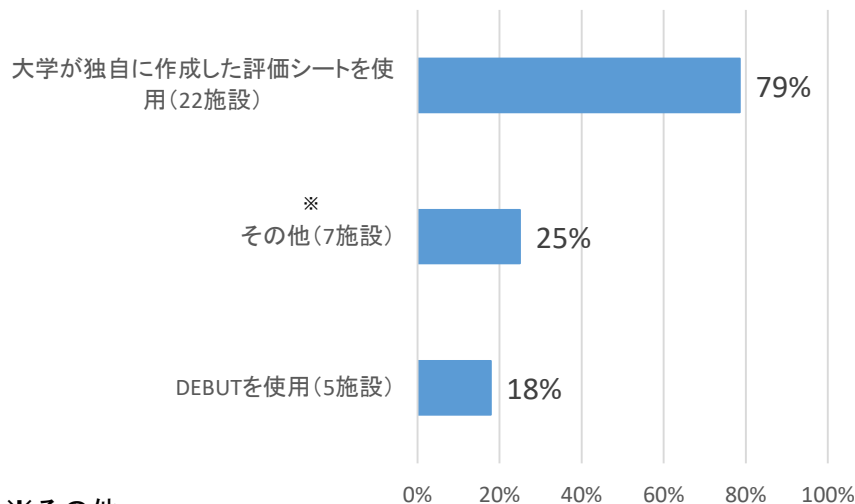
(医政局歯科保健課調べ)

到達目標に対する評価

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第9回）資料1

- 「単独型・管理型臨床研修施設として受け入れている研修歯科医に対する評価の方法」について、「大学が独自に作成した評価シートを使用」と回答した歯科大学病院は28施設中22施設（79%）であった。
- 到達目標に対し、「定期的な評価を実施している」と回答した歯科大学病院は28施設中25施設（89%）であった。

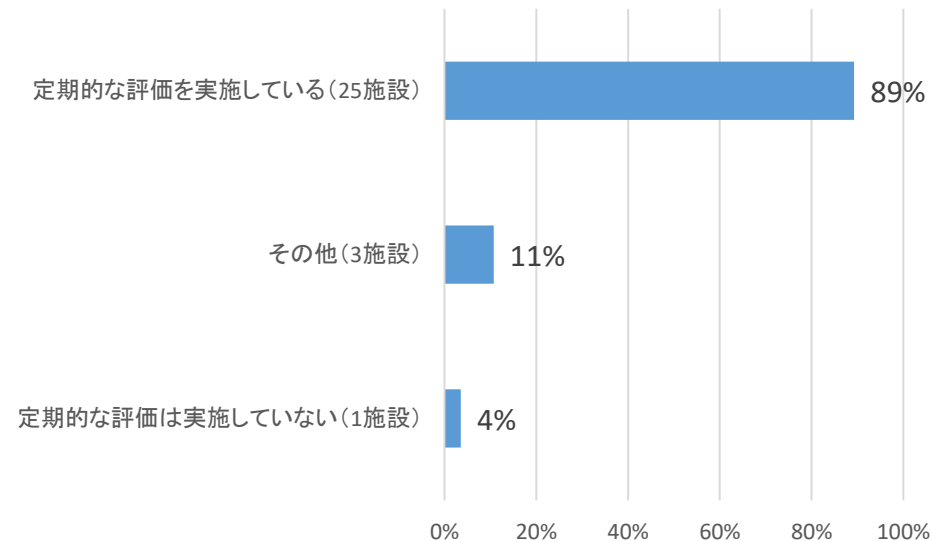
単独型・管理型臨床研修施設として受け入れている研修
歯科医に対する評価の方法（回答施設数：28施設、複数
回答）



※その他

- ・e-logbookを利用（卒前臨床実習とリンク）
- ・各診療科がそれぞれ症例数、レポート等で評価を行い、それらを取り纏めて総合評価を行う。
- ・大学病院のカリキュラム到達度評価表及びポートフォリオによる評価
- ・週報の提出、症例発表
- ・約2か月に1回 チューターによる全担当患者に対する内容チェック指導を行い評価 等

到達目標に対する定期的な評価（中間評価など）の実施状況
（回答施設数：28施設、複数回答）



調査方法：一般社団法人日本歯科医学教育学会を通じて、アンケート調査を実施
回答施設：歯科大学（歯学部）附属病院
又は歯科大学に附属する臨床研修施設
調査期間：令和元年8月

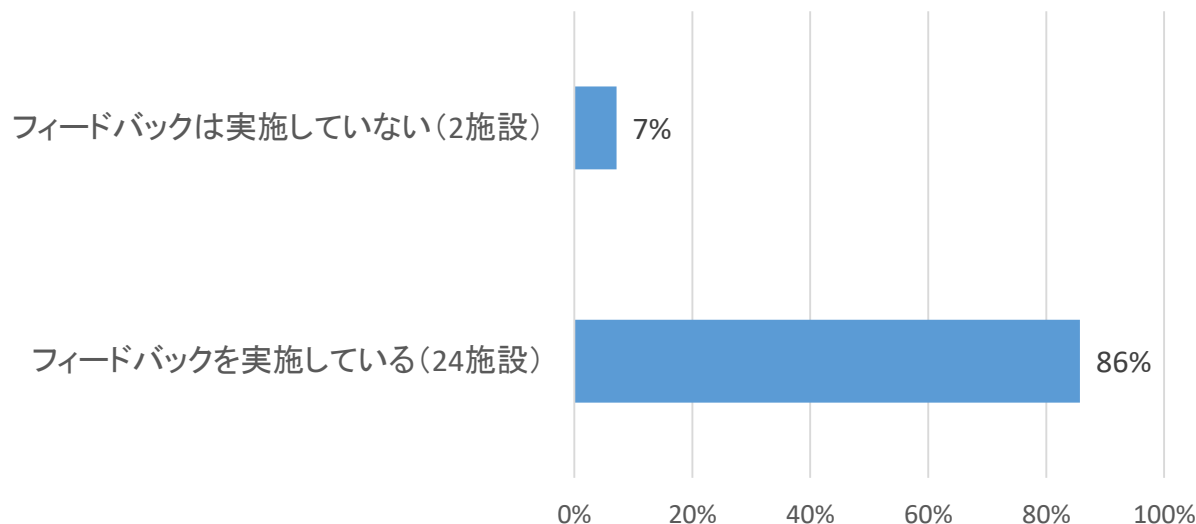
（医政局歯科保健課調べ）

到達目標に対する評価(続き)

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ(第9回)資料1

- 定期的な評価を実施し、研修歯科医に「フィードバックを実施している」と回答した歯科大学病院は28施設中24施設(86%)であった。

定期的な評価を実施している大学病院のうち、研修歯科医へのフィードバック実施状況
(回答施設数:28施設、複数回答)



調査方法: 一般社団法人日本歯科医学教育学会を通じて、アンケート調査を実施
回答施設: 歯科大学(歯学部)附属病院
又は歯科大学に附属する臨床研修施設
調査期間: 令和元年8月

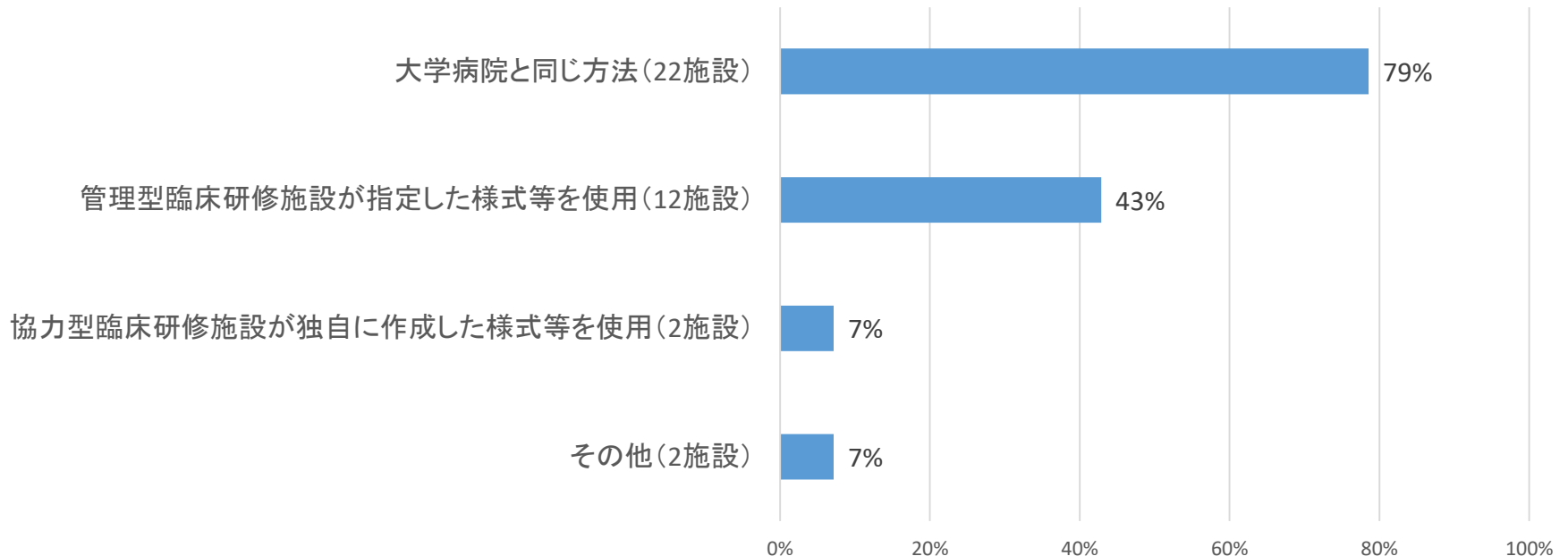
(医政局歯科保健課調べ)

協力型臨床研修施設における研修内容の評価方法

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第9回）資料1

- 協力型臨床研修施設における研修内容の評価方法について、「大学病院と同じ方法」と回答した歯科大学病院は28施設中22施設（79%）、「管理型臨床研修施設が指定した様式等を使用」と回答した歯科大学病院は28施設中12施設（43%）、「協力型臨床研修施設が独自に作成した様式等を使用」と回答した歯科大学病院は28施設中2施設（7%）であった。

協力型臨床研修施設における研修内容の評価の方法（回答施設数：28施設、複数回答）



調査方法：一般社団法人日本歯科医学教育学会を通じて、アンケート調査を実施
回答施設：歯科大学（歯学部）附属病院
又は歯科大学に附属する臨床研修施設
調査期間：令和元年8月

（医政局歯科保健課調べ）

研修内容等の評価の状況

	主な回答・ご意見等
到達目標の達成状況の評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・研修手帳 ・e-logbook ・DEBUT ・ポートフォリオ ・電子カルテ 等
進捗管理の頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・治療ごと ・2週間毎 ・毎月 ・2ヶ月毎 ・年1回(年度末) ・不定期 ・その他
指導歯科医間における指導方法等に関する議論の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的に実施 ・必要に応じて実施 ・カンファレンス(週1回) ・年3回協議を実施 ・研修管理委員会(年1回) 等
協力型臨床研修施設における研修内容の評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・研修ノート、研修手帳 ・報告書、評価表 ・研修実施責任者からの直接報告(電話、メール等) ・把握していない 等
評価方法等に関するご意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準が不明確である。 ・評価システムの改善が必要ではないか。 ・統一した評価基準があるとよい。 ・研修施設によって、到達目標の研修内容や症例数に差があるので、もう少し統一したほうがよいのではないか。 ・指導マニュアルのようなものがあるとよいのではないか。 等

シームレスな歯科医師養成に向けた改革全体案

○ シームレスな歯科医師養成に関する議論において、卒前教育から卒後臨床研修について一貫した評価・管理の必要性が示されている。

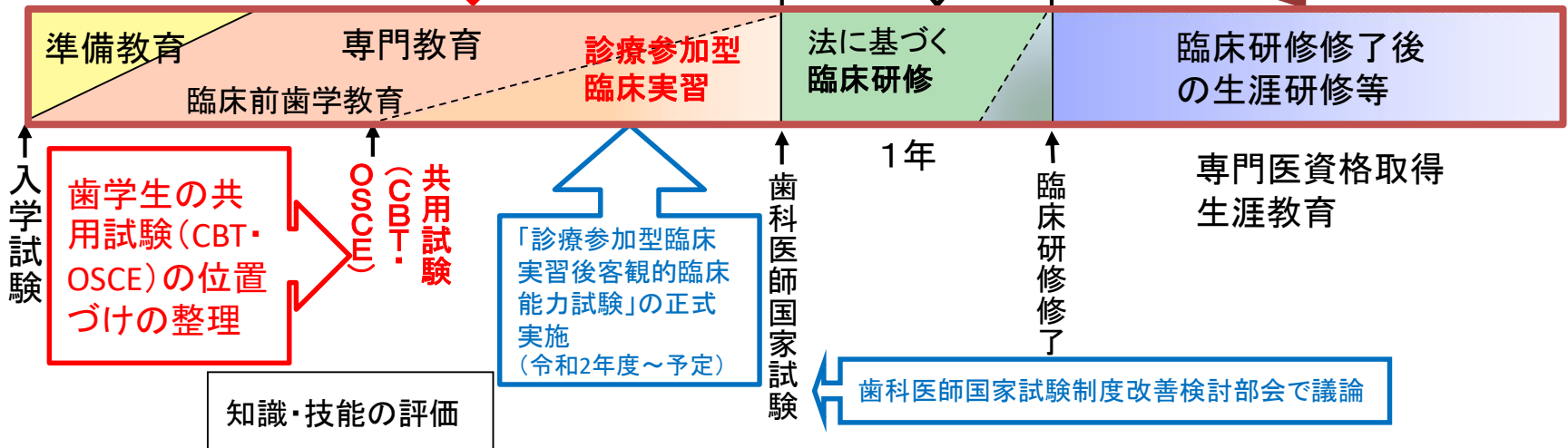
医道審議会歯科医師分科会
(令和元年9月2日) 資料1

歯学生が行うことができる歯科医行為の考え方の整理(H14厚労科研報告書)、臨床実習で行う内容と到達目標の整理による臨床実習の充実(H28モデルコアカリキュラム「臨床実習の内容と分類」とStudent Dentistの公的化による歯学生の歯科医行為の法的な担保

今回の議論の対象

令和3年度の歯科医師臨床研修制度改革に向け議論中

臨床実習と臨床研修の充実を通じ、基本的な診療能力の修得が早期に可能になるよう取り組みを推進



一貫した評価・管理
(客観的な診療能力等の評価)
(実習・研修による症例経験評価・管理)

(参考) 臨床実習における記録・評価

- 歯学教育モデルコアカリキュラムにおいて例示されている臨床実習ポートフォリオにおいて、臨床実習時の評価にあたり、「臨床研修修了に求められるレベル」という記載がある。

臨床実習ポートフォリオ (例示)

歯学教育モデル・コア・カリキュラム
(平成28年度改訂版)より抜粋

1. 今回の診療での自分の目標

2. 今回の処置・治療内容 (患者情報の保護に留意しつつ詳細に記述すること)

3. 診療で学んだ知識や専門的スキル (自己評価レベルの根拠がわかるように記述すること)

4. 診療で学んだ医療者としての態度・姿勢

5. 診療の自己評価と教員評価 (該当するレベルを選択し○を記入すること)

	レベル5	レベル4	レベル3	レベル2	レベル1
到達度	臨床研修修了に求められるレベル	臨床実習修了に求められるレベル			臨床実習修了と認められないレベル
学生					
教員					

6. 今回の診療での問題と今後に向けた解決策・自己学習課題

(参考)臨床研修の評価に関する現在公募中の研究課題

(1) 研究課題名

シームレスな歯科医師養成に向けた歯科医師臨床研修の評価についての研究
(20IA0701)

(2) 目標

現在運用されている歯科医師臨床研修の到達目標については、歯科医師臨床研修制度の必修化時(平成18年度)の設定以降変更されていないが、地域包括ケアシステムの構築の推進など、社会環境は大きく変化している。

到達目標の見直しを含めた歯科医師臨床研修制度の見直しを行うため、平成30年度から歯科医師臨床研修制度改正に関するワーキンググループを開催しており、令和元年度中に新たな到達目標が設定される予定である。

本研究では、その新たな到達目標に対する具体的な評価内容・評価方法を提言する。

(3) 求められる成果

- ① 全国の歯科医師臨床研修施設における研修修了判定の評価基準・評価方法(到達目標の評価も含む。)に関する実態把握
- ② ①を踏まえ、次回歯科医師臨床研修制度改正(令和3年度)の新たな到達目標に対する具体的な評価内容・評価方法の検討及びその検証(全国の歯科医師臨床研修施設において共通の評価)
- ③ ②を踏まえ、新たな到達目標に対する評価内容・評価方法の提言

現状と課題

- 現状において、各臨床研修施設において修了判定のための評価項目や基準等を定めることになっているが、「評価基準が不明瞭であり、評価が難しい」「どのように評価してよいかわからない」等の意見がある。
- 共通の評価ツール(DEBUT)はあるが、実際にはそれぞれ作成した評価シートやポートフォリオ等を別途又は追加して使用している臨床研修施設が多い。
 - ・ 到達度の管理や評価が様々な方法でなされているので、臨床研修修了時点の技術の習得度等がわかりにくい。
 - ・ 臨床実習における評価との連続性については、考慮されていないことが多いと思われる。

本日の論点②

- 新たな到達目標(「A. 歯科医師としての基本的価値観(プロフェッショナリズム)」、「B. 資質・能力」、「C. 基本的診療業務」)のそれぞれの項目について、評価に必要な視点や評価方法等についてどのように考えるか。